

奈良県営水道企業管理規程第三号

水道局
各課
出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「臨時又は」を削り、「除く。」の下に「次条第一号及び」を加える。

第一条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員 非常勤の職を占める職員であつて、次に掲げる者以外のものをいう。

ア 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第四条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

第五条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条第三項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員」に、「越えない」を「超えない」に改め、同条第四項中「育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第四条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(年次有給休暇の時季指定)

第十一条の二 管理者は、前条第一項又は第二項の規定による年次有給休暇（これらの規定により一暦年について十日以上の日数の年次有給休暇をとることのできる職員に係るものに限る。）の日数のうち五日（職員が自ら年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数を控除した日数）については、職員の意見を聴取した上で、当該年次有給休暇を付与した日から一年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより取得させなければならない。

2 第十二条の三第一項、第十七条第一項、第十八条の二第一項又は第十八条の五第一項の規定による承認を受けている職員に対して時季を定めて取得させるべき年次有給休暇については、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めることとする。

第三十四条の二中「臨時又は」を削除する。

別表第二十号中「母体の」を「母体」に、「始め又は終りにおいて」を「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間であつて」に、「おのおの」を「それぞれ」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。